

【参考】

1 住居届

- ・住所の確認、住居手当の支給を行う等のために使用します。
- ・住居手当は、世帯主又は世帯主に準ずる人^{注1)}に対して支給します。

注1) 住居は、本人名義（共有名義含む）ではないが、同居している配偶者・年長者等より収入が高い場合は、世帯主に準ずる人とする。

① 持ち家の場合(対象者:神戸市内のみ)

本人名義（共有名義含む）の持ち家（市内のみ）に居住し、親、年長者、夫と同居している人は、売買契約書の写し（住居の住所が明記してあり、売主・買主双方の契約印が押印された箇所又は、建物の登記簿の写し等）を提出してください。

② 看護師寮等（借上マンション含む）へ入寮する場合（助産師・看護師・その他）

住居手当の支給は行いませんので、住居届のみを提出してください。

（支給の区分で、「9.非該当」を選択）

② 賃貸住宅の場合(対象者:市内・市外)

本人名義（共有名義含む）の賃貸住宅（看護師寮等は除く）に居住する人は、「借家・借間に係る住居手当申請書」、「賃貸契約書の写し（物件の所在地、家賃額、貸主・借主の契約印のある箇所）」をあわせて提出してください。

- ・同居者に住居手当を受けている当機構職員や神戸市職員の方がおられる場合は、どちらか一名しか住居手当の支給を行いませんので、その方の所属・職員番号を住居届の勤務先等欄に記入、所属・職員番号がわからない場合でも、必ず「神戸市民病院機構」「神戸市」と書いてください。

2 通勤届（4/1のオリエンテーション時にお渡しします）

- ・通勤経路の確認、及び通勤手当を支給する等のために使用します。
- ・通勤届には、必ず実際に通勤する経路、実際に使用する乗車券等の種類などを記入してください。割引乗車証、助成金制度等を利用する場合も、その旨を記入してください。
- ・通勤手当については、合理的かつ経済的な経路で算定されますので、記入いただいた経路と異なる経路で手当が算定されることがあります。
- ・バス・電車等交通機関については、乗車距離（片道1 km以上）、自動車・自転車等については、使用距離（片道2 km以上）に応じて支給します。距離は、使用区間の最短距離を地図上で計測します。
- ・通勤届裏面の地図について、自筆で記入し、通勤経路を朱線で記入してください。また、インターネット上の地図を印刷して貼り付けても可とします。

3 給与口座振込申込書

- ・給与等の振込口座を確認するために使用します。
- ・指定できる口座は、本人名義の普通預金口座、又はゆうちょ銀行の通常貯金口座に限ります。
- ・同封している記入方法をご参照のうえ、口座番号を記入してください。
- ・提出時は、通帳もしくはキャッシュカードの写し（店番号と口座番号が記載されている面）を申込書の裏面に貼り付けてください。
- ・入職後最初の給与は、第1口座のみを指定していただきますが、次月以降は、第2口座まで指定することが可能です。

4 扶養控除等申告書

- 控除対象扶養親族等を確認するために使用します。
- この書類は、書き間違いがあった場合、必ず、二重線で消したうえで印鑑を押し、正しく記入してください。
- 書類右上にある「あなたの氏名」「生年月日」等の項目は、全ての人が記入・押印してください。
- その下にある源泉控除対象配偶者等の欄については、控除の対象となる親族等がいる方のみ記入してください。

区 分	要 件
源泉控除対象配偶者	<ul style="list-style-type: none"> • 職員本人の令和 6 年中の所得の見積額が 900 万円以下 (給与所得のみの場合は 1,095 万円以下) • 配偶者の令和 6 年中の所得の見積額が 95 万円以下 (給与所得のみの場合は 150 万円以下)
扶養親族	<ul style="list-style-type: none"> • 扶養親族の令和 6 年中の所得の見積額が 48 万円以下 (給与所得のみの場合は 103 万円以下)

- この書類にマイナンバーは記入しないでください。

5 扶養親族（異動）届（該当者のみ）

※扶養手当の申請をされる方のみ書類を提出してください。

- 扶養親族がいる人に対して、扶養手当を支給するために使用します。
- 扶養親族の範囲
 - ①配偶者
 - ②満 22 歳の年度末までの子
 - ③孫及び弟妹
 - ④満 60 歳以上の父母及び祖父母
 - ⑤（重度の）心身障害者
- 上記の扶養親族に、ご自身以外の扶養者の勤務先から扶養手当に相当する手当が支給されている場合、及びその扶養親族の収入合計額が年額 130 万円以上ある場合は、扶養手当の対象外となります。
- 扶養親族が 4 人以上いる方は、扶養親族（異動）届をコピーして記入してください。

6 雇用保険被保険者証（過去 7 年以内に雇用保険の被保険者であった方のみ）

- 雇用保険の加入歴等を確認し、新たに雇用保険への加入手続きを行うために使用します。

※提出いただいた書類に不備等があれば、随時問い合わせをさせていただきます。